

【資料４－２】

令和７年度秋田県電波媒体クロスメディア推進事業業務委託企画提案競技審査基準

１ 審査方法

- (１) 審査項目及び配点は、別添「企画提案競技審査票」を用いることとする。
- (２) 審査委員は各企画について審査項目ごとに評価を行い、２評点基準により、評点を付す。ただし、評価項目「５ 賃金水準の向上」「６ 女性の活躍推進」については、別添「企画提案競技審査票」に記載した賃金水準の向上に関する取組への配点と女性の活躍推進に関する取組への配点のとおり、評価点を与えるものとする。
- (３) 上記（２）の評点を合計し、合計点数が最も高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。
- (４) 合計点数が最も高い者が複数いた場合は、委員間で協議の上、受託候補者を選定する。

２ 評価基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、更に優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

評価	点数	
	「審査の視点」における配点が５点の場合	「審査の視点」における配点が１０点の場合
優れている	５点	１０点
やや優れている	４点	８点
普通	３点	６点
やや劣っている	２点	４点
劣っている	１点	２点

令和7年度電波媒体クロスメディア推進事業業務委託
企画提案競技 審査票

審査委員氏名

●審査項目・配点、評価

審査項目		審査の視点 (配点)	評価				
			企業名				
			優 れて い る	やや 優 れて い る	普 通	やや 劣 つ て い る	劣 つ て い る
1	企画力・構成力（35点）	① 県政テレビ広報番組の企画は、仕様書に従い妥当な内容となっているか。（10点）	10	8	6	4	2
		② 県政テレビ広報番組の企画は、音楽、デザイン等に工夫が見られ、番組全体としてまとまりのある構成となっているか。（5点）	5	4	3	2	1
		③ YouTube用動画及びYouTube用ショート動画の企画は、仕様書に従い妥当な内容となっているか。（10点）	10	8	6	4	2
		④ 事業の趣旨を十分理解し、県政テレビ番組、YouTube用動画及びYouTube用ショート動画が効果的に連携するよう工夫が施されているか。（10点）	10	8	6	4	2
2	YouTube広告等の効果（25点）	⑤ YouTube広告等の手法について、採用した理由には根拠があり、十分な説明がなされ、高い効果が期待できるか。（10点）	10	8	6	4	2
		⑥ YouTube広告等の目標値や効果測定の方法について、十分な説明がなされ、妥当な内容か。（10点）	10	8	6	4	2
		⑦ 番組宣伝CMは、効果的な内容か。（5点）	5	4	3	2	1
3	取材・表現・デザイン力（20点）	⑧ 見本作品（YouTube用動画）は、与えられたテーマ（施策・事業）の内容を十分に理解し、分かりやすい内容となっているか。（10点）	10	8	6	4	2
		⑨ 見本作品（YouTube用動画）は、特に若年層に訴求力のある内容となるよう工夫が施されているか。（10点）	10	8	6	4	2
4	実施体制・効率性（10点）	⑩ 十分な実施体制が整っているか。（5点）	5	4	3	2	1
		⑪ 見積金額は、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。（5点）	5	4	3	2	1
5	賃金水準の向上（5点）	⑫ 別記配点により採点（5点）					
6	女性の活躍推進（5点）	⑬ 別記配点により採点（5点）					
		(計100点)	／100点				

別記

●賃金水準の向上に関する取組への配点

評価項目	設定区分		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1. 50%以上	3	最大5
		2. 00%以上	4	
		3. 00%以上	5	

●女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	設定区分			配点	
	大区分	小区分			
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※3	0.25	最大 0.5
			次世代法 ※3	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※2			1.0	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※3	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2.0	
		次世代法 ※3	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2.0	
		若者雇用促進法 ※3	ユースエール	0.5	0.5
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		0.5	最大 1
		子ども・子育て支援知事表彰		0.5	
男女協同参画社会づくり表彰		0.5			

注1 複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとする。

注2 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注3 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、参加企業の配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士や公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（参考様式）」により比較する。

※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を一つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※3 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

●意見・コメント等